第八十八条第三項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項第一号中「前項」を「前項第二号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第八十八条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「第八十九条の二第一項」を「第八十九条の三第一項」に、「自立支援協議会」を「協議会」に、「次条第六項」を「第八十九条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二　市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第八十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（都道府県障害福祉計画）」を付し、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

第八十九条第二項に次の一号を加える。

四　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

第八十九条第三項第四号を次のように改める。

四　前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第八十九条第六項中「自立支援協議会」を「協議会」に改める。

第八十九条の二の見出しを「（協議会の設置）」に改め、同条第一項中「及び」を「並びに障害者等及びその家族並びに」に、「自立支援協議会」を「協議会」に、「ことができる」を「ように努めなければならない」に改め、同条第二項中「自立支援協議会」を「協議会」に改め、同条を第八十九条の三とし、第八十九条の次に次の一条を加える。

第八十九条の二　都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第七章の章名中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第九十六条の三及び第九十六条の四中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第百五条の二中「（障害者自立支援法」を「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第百九条第二項中「第七十七条の二第五項」を「第七十七条の二第六項」に改める。

附則第五十六条第一項及び第八十一条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、「障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該」を削り、「障害者等の」の下に「障害の多様な特性その他の」を、「状態」の下に「に応じて必要とされる標準的な支援の度合」を加える。

第五条第一項中「、共同生活介護」を削り、同条第三項中「肢体不自由者」を「肢体不自由者その他の障害者」に、「障害者」を「ものとして厚生労働省令で定めるもの」に改め、同条中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項中「地域において共同生活を営むのに支障のない」を削り、「相談」の下に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加え、同項を同条第十五項とし、同条中第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とし、同条第十九項中「精神障害者」の下に「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項を同条第十八項とし、同条中第二十項を第十九項とし、第二十一項から第二十七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十条第二項、第二十一条の見出し及び同条第一項、第二十二条第一項、第二十四条第四項及び第五項並びに第二十七条中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第二十八条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第三十四条第一項中「、共同生活介護」、「共同生活介護若しくは」及び「（以下この項及び同条第一項において「共同生活住居」という。）」を削り、「又は共同生活援助を行う住居」に改める。

第三十五条第一項中「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。

第九十四条第一項第一号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附則第十八条第二項中「共同生活介護若しくは」及び「（以下この項において「共同生活住居」という。）」を削り、「、共同生活住居」を「、共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第三十九条第一項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、「（以下この項において「共同生活住居」という。）」を削り、「、共同生活住居」を「、共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第五十六条第一項中「第五条第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項」を「第五条第十五項」に改め、「（以下この項において「共同生活住居」という。）」を削り、「、共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第八十一条第一項中「第五条第十項に規定する共同生活介護（以下この条において「共同生活介護」という。）若しくは同条第十六項」を「第五条第十五項」に改め、「共同生活介護若しくは」を削る。

（児童福祉法の一部改正）

第三条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「又は精神」を「、精神」に改め、「含む。）」の下に「又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」を加える。

第十二条第二項中「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十一条の五の四第一項の次に次の一項を加える。

都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　基準該当通所支援に従事する従業者及びその員数

二　基準該当通所支援の事業に係る居室の床面積その他基準該当通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの